

上田市 障がいのある方への職員対応要領（マニュアル）の作成について

1 概要

（１）作成の趣旨

障がいのある方が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを取り除き、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。

こうした状況を踏まえて、平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が社会全体に求められている。

上田市としても、全職員が障がい（者）に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応ができることで、障がいのあるなしに関わらず、ともに暮らし、ともに支えあう、共生社会の実現に寄与するために職員対応要領を作成する。

（２）根拠法令：障害者差別解消法 第 10 条第 1 項

「地方公共団体は国が定める基本方針に即して「職員対応要領」をさだめるように努めること」

（３）作成の視点

障がいへの理解

障がいを理由とする差別の禁止

合理的配慮の提供

相談体制の整備

研修・啓発

2 対象

- ・ 上田市の全ての職員（非常勤職員含む）

3 現状把握

- ・ 職員アンケートを実施し、障がいへの理解、対応にあたり苦慮した（している）点、今後、配慮が必要なことなどを調査。

4 作成スケジュール

8月 第1回 上田市障害者施策審議会（概要説明、アンケートの実施）

9月 職員アンケートの実施

10月 第2回 上田市障害者施策審議会（アンケート結果の報告、素案の提示）

障がい者団体等懇談会

職員研修会（長野県が実施する「あいサポーター研修」）10/13（火）・14（水）・15（木）

1月 第3回 上田市障害者施策審議会（最終案の検討）

2月 部長会議

5 その他（国や県の動き）

- ・ 国は、法第 9 条に基づき、「国等職員対応要領」を定めるものとされている。（平成 27 年度上半期作成）
- ・ 長野県では、「障がいを理由とする差別解消のための職員対応要領」を検討中。（平成 27 年作成予定）